

市が空き家バンクを持ち、空き家対策と移住定住促進に活用を



田中正男

問 市内の空き家調査と意向調査の方法と結果は。

答 平成28年度に、上水道の閉栓情報や住民からの情報等による実態調査の結果、合計271戸の空き家を確認。所有者に対する空き家の活用に関する意向調査は実施していません。

問 伊豆の国市への移住希望者が空き家情報を求めた時、市は県の不動産業者協会の空き家バンクの紹介に留まっている。市が空き家情報を収集して居住希望者とのマッチングを積極的に進め、空き家対策と移住定住を促進するために、市が空き家バンクを設置して活用すべきではないか。

答 一定の需要はあると認識していますが、市が空き家バンクを創設せずとも市内の中古物件の取引が行われており、現段階において空き家バンク制度は考えていません。しかし、移住・定住の促進は重要な施策なので、今後も多角的に検討を進め、より効果的な手法を模索し、実施に努めていきます。

農業振興政策として

付加価値を付けるGI制度の活用を

問 農林水産省が地域産品の地理的財産として登録、保護する「地理的表示(GI)保護制度」を進めていて、山下市長も就任の所信表明で、GI制度の活用を視野に入れた市内産品の差別化、高付加価値化を目指すとしています。制度の期待される効果は何か。また、具体的な可能な産品があれば、提案推進すべきではないか。

答 地域ブランド産品として差別化が図られ、高価格で取引されることが期待できます。地域ブランド産品の品質が守られ、不正使用は行政が取り締まれます。天野地区の柿や田中山地区のスイカが候補になり得ます。地理的表示保護制度の登録を検討されている地域の生産者に対しては、制度の趣旨や登録することのメリットなどを丁寧に説明していきます。



地理的表示保護制度のGIマーク

子どもたちを性暴力から守るために「包括的性教育の必要性」について



笹原恵子

問 世界中で性暴力が大きな問題となっており、特に子どもたちへの身近な人からの性暴力は深刻である。認識は。

答 難しい問題ではあるが、性犯罪、性虐待は犯罪である。加害者側からと被害者側からの両方の観点からの教育が必要である。

問 本市の現在の性教育はどのようなか。

答 幼保ではプライベートゾーンを教え、小学校では思春期講座開催等、発達段階に合わせた指導をし、保健たよりに等家庭における協力を求めている。

問 指導要領のいわゆる「はじめ規定」に対して、他の分野に関連付けての指導は可能であるということについて、教育委員会はどのように考えるか。

答 国自体のコンセンサスを得て慎重に取り組んでいきたい。

問 内閣府は「生命(いのち)の安全教育」推進事業を進めており、来年度から全国展開する予定である。本市の準備態勢はどのようになっているのか。

答 国作成の教材を各園各校に配布活

用して、今ある教育を繰り返して行っていく、今後については検討する。

問 性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないために、教育部・相談センター・健康づくり課が関わり、また、産婦人科医・助産師などの専門家との連携が重要と思うが、可能か。

答 人材の確保の観点からも近隣市町などと様々な検討をしていきたい。

問 ユネスコで提唱している「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は人間関係やジェンダーを基にしており、性教育の世界的基準となっているが、この必要性についてはどう考えるか。

答 包括的性教育について教育部局、保健福祉、医療等の専門家を交えた話し合いの場を設けることを検討する。



包括的性教育



プライベートゾーン

高齢者温泉施設の今後について

問 今後のあり方について、ニーズ調査をする必要があるのではないか。

答 当然必要と考えており、介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画の策定準備の中でニーズ調査をしていきたい。

今回は10人が行い当局の考え方を質問しました。F.Mいずのくに(87.7MHz)で生放送し、インターネットによる生中継の映像配信を行いました。

一般質問

山地災害から  
市民を守る施策を



高橋隆子



問 浮橋区安野で発生した産廃の不適正保管と土砂崩れについて、不適正に野積みされ、県の撤去指導に従わず放置された産廃プラ(産プラスチック)が土砂崩れで流出したが、現在の産廃プラの所有者は。

答 産廃業者は解散し、原因者も死亡して産廃プラの所有権を放棄しているため、法律上、土砂崩れで流れ着いた土地の所有者のものとなる。

問 治山工事に伴う測量業務約466万円、産廃プラ撤去と処理で概算4千万円を市税で執行する予定だが、治山工事の総事業費はいくらになるのか。

答 総事業費はわからない。治山工事は県の補助率10分の6以内で、10分の4は市税で負担する。

問 県が許認可した産廃の処理をなぜ市税で負担するのか。

答 県は行政代執行を行えないので。

問 県に責任を問い、支援措置を要求したところで、県税も国民の税金である。本当の責任はどこにあるのか。

答 産廃業者にあると思う。  
問 長年、産廃を不適正保管し、撤去も処理もせずに住民に甚大な迷惑をかけ、市民の税金が多額に使われることが許されるか。公正な手続きを明らかにして、納得できる説明をし、再発防止に努めるべきでは。

答 行政の不作为で住民の安全が脅かされることは絶対にあつてはならない。市として責任ある対応をしたい。

山地災害に向けた積極的な取り組みを

問 ①浮橋区安野の土砂崩れ(令和元年)、②新火葬場法面崩落(令和3年7月、熱海土石流と同時期)の報告と記録がされなかったのはなぜか。

答 ①被害報告を忘れた。②災害復旧の財源が適用できるかの協議で遅れた。

問 住民からの危険箇所指摘や要望はどのように扱い解決していくのか。

答 通報、地区要望には迅速に現地確認をし、必要な対策を行っている。



自転車を活用した地域活性化の取り組みについて



山口貴子



問 オリンピック後の自転車に関する取り組みはいかがか。

答 スルガ銀行と連携した「伊豆の国まるごとポタリング」やシクロクロス大会開催など。

問 近隣他市町では、市が主導する取り組みを複数行っている。わが市は主導的な取り組みがないが今後は。

答 本年度、自転車ツーリズムの担当を設置して、勉強会等開催している。今後市独自の取り組みを展開していきたい。

問 かわまちづくり計画の中の自転車の位置づけは。

答 自転車に関する実証実験は12件行われ概ね好評であった。目指す姿の一つとして、サイクリングの滞在拠点として、周遊観光客の増加を目標としている。

問 狩野川沿いをサイクリングコースとするのは設置型のサイクルツーリズムとして有効だが、危険箇所の改善や案内板の整備は。

答 神島橋や狩野川大橋の横断歩道は、かわまちづくり計画のエリアでもあり、サイクリストのみならず、歩行者の安全も考えて警察と協議している。案内板については、市主導で河川管理者・道路管理者と協議を進めたい。

問 国は自転車の普及の目的をこれまでの趣味の範疇にとどまらず、脱炭素や渋滞緩和・災害時の交通機能維持・健康増進と掲げ、自転車利用を促進している。自転車購入の助成についての考えは。

答 自転車利用の促進は必要と認識している。今後、目的や効果を十分に検証する必要があると考えている。

問 自転車推進計画では、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を各市町にも策定するようにと書かれ、現在県内10自治体が策定している。わが市はいかがか。

答 総合計画や観光基本計画に定める自転車関連施策を計画的に推進するために必要と考えている。本市の地域特性を踏まえて作成していく。



自転車利用者

# 伊豆の国市議会定例会の運営

議会はいつも開かれているわけではなく、定期または臨時に、ある一定の期間だけ開かれます。定期的に開く会議を定例会、必要に応じて開く会議を臨時会といいます。

伊豆の国市議会の定例会は3月、6月、9月、12月の年4回、それぞれ20日間前後の日程で開かれます。

各定例会の本会議で、議案の提案説明が行われます。提出された議案の多くは委員会で専門的な審査をします。これを「委員会に付託する」といいます。

この委員会が終了した後、本会議でその審査経過と結果が報告され、賛成や反対の討論を行った後、採決を行います。

開会から閉会までの期間を「会期」といい、会期中の議事は、おおよそ次のような順序で進められます。

招 集	市長が招集し開会日を告示します。
本 会 議	本会議は議案などを審議し、議会の最終的な意思を決める会議です。提出された議案を市長が説明し、これに対し議員から質疑や意見が述べられた後、可否の採決をします。
開 会	
↓	
会 期 決 定	議 案 上 程：市長が提案理由を述べます。
↓	議 案 説 明：所管部長などが上程された議案の内容を説明します。
議 案 上 程	一 般 質 問：議案に関係なく、市政全般の内容を市長など執行機関の考え方を質問します。
↓	
一 般 質 問	令和4年6月定例会については、10人が一般質問を行い当局の考え方を質問しました。 ※本誌4～8ページ
↓	
議 案 質 疑	議 案 質 疑：議案の内容をより詳しく知るために市長などに質問します。
↓	委 員 会 付 託：議案などをより慎重に専門的、能率的に審査するため、それぞれ担当の常任委員会（総務産業建設委員会、福祉文教環境委員会）や議会運営委員会に任せます。
委 員 会 付 託	
委 員 会 審 査	委員会で、それぞれ担当の委員が細部にわたり質問し、委員会としての考えを表明するための採決をします。
本 会 議	委員会で審査された付託議案は、その審査結果を委員長が本会議で報告します。
委 員 長 報 告	委員長報告：付託議案について、専門委員の意見をまとめて委員会の考えをほかの議員に伝えます。
↓	令和4年6月定例会については、総務産業建設委員会と福祉文教環境委員会が委員長報告を行いました。 ※本誌2、3ページ
討 論	討 論：議案などについて、賛成、反対の意見を述べほかの議員に賛同を求めます。
↓	採 決：議案などに賛成か反対かの意思を表します。この結果、賛否のどちらかに議会の意思が決まることを議決といいます。
採 決	
↓	令和4年6月定例会については、条例の改正や補正予算等について審議及び審査しました。 ※本誌11ページ
閉 会	